

新潟大学教職員による

未払い賃金請求・大学自治侵害損害賠償請求訴訟 の公正な判決を求める署名

新潟地方裁判所 第1民事部 御中

日本の高等教育・研究・医療の発展に重要な役割を担う国立大学法人・大学共同利用機関・国立高等専門学校に勤務する教職員は、2004年4月の国立大学等の法人化以降、公務員ではなくなり、民間の労働法制の下におかれています。しかし、新潟大学は、国家公務員の臨時給与減額と同等の給与減額を行なうよう政府・文部科学省から「要請」を受けたことを理由に、2012年6月1日に就業規則を一方的に不利益変更し、ボーナスについては一律9.7%、給与については平均4.8%にもよる極めて大幅な給与引き下げを強行しました。また、国家公務員の退職金減額と同様の退職金減額を行うよう政府・文部科学省から「要請」を受けたことを理由に、2013年1月1日に就業規則を一方的に不利益変更し、2012年度退職者で平均140万、13年度退職者で平均280万円、14年度退職者で平均400万円にも及ぶ退職金の引き下げを強行しました。



最高裁の判例は、賃金や退職金など労働者の重要な権利・労働条件について不利益をおよぼす就業規則の変更は「高度の必要性に基づいた合理的な内容のもの」でなければならないとしています（「みちのく銀行事件」最高裁2000年9月7日判決）。また、労働契約法第10条は、例外的に就業規則の不利益変更が認められる場合の要件を規定していますが、新潟大学の賃金引き下げはその要件をまったく満たしていません。

第一に、ボーナスは一律9.7%、本給は最大6.77%と引き下げ率が大きく、教職員が受ける生活と教育研究の不利益は甚大です。第二に、退職金の減額幅が大きく、教職員の老後の生活に与える影響は計り知れないものがあります。第三に、代償措置は何ら講じられていません。第四に、団体交渉においては示された具体的な資料によれば、減額を回避できる財政的余裕があったことが明らかになっており、賃金引き下げの必要性はありませんでした。

また、政府・文部科学省による「要請」は、国立大学法人に認められた自主性・自律性、憲法23条が保障する学問の自由、大学の自治に違法に干渉するものです。第一に、「要請」は、民間水準よりも低水準にある国立大学法人の教職員の賃金をさらに引き下げることが是とするもので、関連法令に反しています。第二に、国は「要請」に合わせて、交付金を一律に減額しているため、国立大学法人に違法な「要請」を強制しているものと言わざるを得ません。

この裁判は、国立大学法人制度、独立行政法人制度における労使関係のあり方、さらには国立大学法人等の運営の自主性・自律性という日本の高等教育・研究・医療のあり方を問う重大な意義を有しています。同様の未払い賃金請求訴訟は、他に全国数ヶ所で行なわれており、全国的に大きな関心を集めています。

貴裁判所におかれましては、以上のことをふまえ、十分な審理のうえで公正な判決を下すことを要望します。

氏名	住所

※ 記入して頂いた個人情報は署名提出以外の目的には使いません

取扱団体：全国大学高専教職員組合（全大教）

〒110-0015 東京都台東区東上野6丁目1番7号 MSKビル7階 TEL03-3844-1671

全大教と加盟組合は、減額された賃金の請求訴訟を闘っています

昨年、全国の国立大学法人・国立高等専門学校・大学共同利用機関において最大 9.77%、平均 7.8%という前代未聞の大幅な賃金カットが強行されました。これに対して、全大教高専協議会、高エネルギー加速器研究機構職員組合、福岡教育大学教職員組合、山形大学職員組合、富山大学教職員組合、京都大学職員組合、新潟大学職員組合、高知大学教職員組合は、各国立大学法人、独立行政法人を相手にカットされた賃金の支払いを求める裁判を起こしました。
(2013年7月時点。さらに数組合が提訴を準備中)

賃金の一方向的切下げは労働契約法第9条違反

国立大学法人などの教職員は、2004年4月の法人化によって民間会社員と同じ身分になりました。賃金や労働条件は、労働契約法に基づいて法人との労働契約で決めるようになったのです。しかし、昨年の国家公務員給与減額の臨時特例法の成立以降、全国の国立大学法人等は、政府・文部科学省からの要請を口実に、教職員や労働組合の強い反対を押し切り、一方向的に就業規則を変更して、国家公務員と同様の賃金カットを実施しました。これは明らかな労働契約法違反です。

国家公務員や民間よりも低い賃金を更に減額する理不尽

国立大学法人などで働く職員（事務・技術職員）の賃金は以前から低い水準におかれていましたが、法人化後の度重なる賃金減額の強行によって2012年4月時点で、国家公務員を100とした指数（ラスパイレス指数）が全国平均87.5にまで落ち込みました。全国で最も低い国立大学法人では78.6です。今回の賃金減額は、国家公務員や民間に比べて低い賃金で働く法人教職員に対して強行されたものです。

賃金賃下げ回避努力の形跡なし、財源はある

賃下げは、あらゆる経営努力を行った上で、最後の最後に行なうべきものです。しかし、大多数の法人は、「国からの要請」という圧力に屈し、国と同率の賃金引き下げを強行しています。その判断は、財務状況を十分に検討して賃下げ回避に努力した結果ではありません。「国の要請は事実上の指示」と称して思考を停止し、「初めに賃下げありき」で臨んだ法人さえありました。少なくない大学が減額率を圧縮したことが示すように、独自の経営判断で圧縮・回避は可能であり、財源はあったのです。

震災復興とは無縁な公共事業に使われた私たちの賃金

国の予算では、被災地とは直接関係のない公共事業に復興予算が使われていたことが次第に明らかになり、厳しい批判を受けました。補正予算では、全体で10兆2000億円余のうち震災復興関連は3分の1程度の額にしかすぎません。下水道工事、林道整備、照明・暖房の節電投資、自然エネルギーの開発経費など、本来、一般予算で行なうべき公共事業が復興予算から続々と投入されており、「被災者の痛みを分かち合おう」という法人による賃金減額の理由説明が、教職員の善意につけこんだ許しがたい虚言だったことが明白です。

もともと高等教育への公財政支出は先進国中最低

従来から日本は教育投資が極端に少ない国です。諸外国と比べて、大学や高等教育に対して十分な資金が投下されていないのです。たとえば、学生一人当たりに対する絶対額では、アメリカ・イギリス・フランス・ドイツなど主要先進国と比べるとほぼ半額（ドイツ11066ドル、5カ国平均9086ドルに対し、日本は4923ドル）にすぎません。教育費全体の対GDP比に至っては、OECD加盟諸国中、最下位です（デンマーク7.5%、加盟国平均5.4%に対し、日本は4.5%、いずれもOECD資料による）。教職員の労働条件は、学生にとって最大の教育条件です。賃金を切り下げ、労働条件を悪化させておいて、優秀な教職員を確保することなど不可能です。